

新座市犯罪被害者等支援条例 概要

1 条例制定の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、各主体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 基本理念

1	全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
2	犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
3	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

3 責 務

項 目	概 要
市 (第4条)	関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施します。 また、施策の実施にあたっては関係機関等と相互に連携を図るものとします。
市民 (第5条)	犯罪被害者等の状況や支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">※市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。</div>

事業者 (第6条)	<p>犯罪被害者等の状況や支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとします。</p> <p>また、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。</p>
	<p>※事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>

4 基本的施策

項 目	具体的施策の例
相談及び情報の提供等 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等からの相談対応や情報提供等 ・ 関係機関等との連絡調整 ・ 総合的対応窓口の設置
※見舞金の支給 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者や遺族に対して見舞金支給 (1) 遺族見舞金 30万円 (2) 傷害見舞金 10万円
市民及び事業者の理解の増進 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動等を通じた市民及び事業者の理解増進
人材の育成 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談や支援を担う人材の育成及び資質の向上
民間支援団体の支援 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体への情報の提供等

※ 見舞金の支給について

見舞金支給の具体的手続を定めた施行規則を4月1日に施行予定しています。

【見舞金の支給（案）】

	種 類	対 象	支給額
1	遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の第1順位の遺族に対し支給	30万円
2	傷害見舞金	犯罪行為により傷害を負った者に対し支給	10万円